

別表十七（三の八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第7項から第9項まで《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定又は同条第11項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額9」の欄は、措置法令第39条の19第7項各号《特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等》に掲げる剰余金の配当等の額については、記載しません。
- 3 「請求権勘案直接保有株式等の保有割合10」の欄は、措置法令第39条の19第8項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合を記載します。
- 4 「(11)のうち適用済金額12」の欄は、措置法第66条の8第10項第1号に規定する前二年以内の各事業年度に係る「(別表十七(三の七)「19の計」+「21の計」)のうち(13)に対応する部分の金額14」の欄の金額を合計した金額を記載します。
- 5 措置法第66条の8第5項に規定する適格組織再編成が行われた場合の「間接配当等13」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該内国法人を合併法人又は被現物分配法人とする適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限ります。以下5及び8において「適格合併等」といいます。）が行われた場合には、当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の前日を含む事業年度のうち最も新しい配当事業年度（措置法第66条の8第10項第1号に規定する配当事業年度をいいます。(2)及び8において同じです。）に係る「15」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該内国法人を分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。8において同じです。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下5及び8において同じです。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。8において同じです。）の当該適格分割等の日を含む事業年度のうち最も新しい配当事業年度に係る「15」の欄の金額に措置法令第39条の19第13項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載します。
- 6 「間接保有割合17」の欄は、措置法令第39条の19第10項又は第11項に規定する割合を記載します。
- 7 「(18)のうち適用済金額19」の欄は、措置法第66条の8第10項第2号ロに規定する前二年以内の各事業年度に係る「(別表十七(三の七)「19の計」+「21の計」)のうち(20)に対応する部分の金額21」の欄の金額を合計した金額を記載します。
- 8 措置法第66条の8第5項に規定する適格組織再編成が行われた場合の「(18)―(19)20」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該内国法人を合併法人又は被現物分配法人とする適格合併等が行われた場合には、当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の前日を含む事業年度のうち最も新しい配当事業年度に係る「22」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該内国法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度のうち最も新しい配当事業年度に係る「22」の欄の金額に措置法令第39条の19第13項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載します。
- 9 内国法人が措置法第66条の9の4第6項から第8

項まで《特殊関係株主等である内国法人に係る外国
関係法人に係る所得の課税の特例》の規定又は同条
第10項において準用する措置法第66条の8第5項の

規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の
調整をして記載します。